

## 昭和戦前期における学校教育改革

井上兼一

いま紹介していただきました皇學館大学の井上と申します。こういうところでお話する機会はなかなか経験がないものですから、すこし緊張しております。研究発表は五分、そのあと質疑応答が三十分と聞いております。本日はどうぞよろしく願います。

いまお手元に資料、レジユメを準備していただいておりますが、それに基づいて話を進めていきたいと考えております。あと、私がいま持っている資料が一部ありますので、あわせて見ていただければと思います。

「昭和戦前期における学校教育改革」と題してお話をさせていたただくのですが、非常に大きな風呂敷を広げすぎてしまつたかなという気がいたします。今回発表させていただく内容として、ずっと疑問に思っていたことなのですが、

それまで尋常小学校であったものをなぜ国民学校に制度改革したのか、その意義はどこにあったのだろうかというところを、資料に基づいて検証していきたいと考えております。

冒頭のところは、いま言いましたように、昭和十六年に尋常小学校が国民学校へと制度改革がされたわけですが、これも、この国民学校の教育理念とは一体何であったのだろうかというのが、今回の私の問い、課題です。皆さんは国民学校というと、どんなイメージをもっているのでしょうか。正直なところ、私自身、国民学校の研究をする以前は、学童疎開であるとか、竹槍を持って軍事教練をしているとか、国民学校は、軍国主義の教育をしていたんだというイメージがすごくあったのですが、それは自分の中

に勝手につくられたイメージなんじゃないか、自分自身も考えも検証しないといけないんじゃないかと思ったりすることがありました。それは、いろいろな資料を読んでいくなかで、問い直す必要があるんじゃないかと考えてきたわけです。

昭和十年代といえますと、社会、政治、そして時代そのものに対しては超国家主義であるとか軍国主義が席卷した時代という評価が一般的だと思います。そのため、当時の学校教育の改革についても、これらの観点や戦争との関連から理解される傾向にあると思います。しかし、私自身これらの観点や立場から距離をとって、当時の学校教育が抱えていた問題、また、当時の児童たちが直面していた課題といったものを理解しなければ、制度改革の意味は理解できないのではないかと考えております。

冒頭で教育理念について問うているわけですが、これも十分理解されてこなかった課題なのではないかと思えます。または、八紘一字という用語についての解釈に矮小化してきたように思うのです。この用語については、研究者によれば、侵略主義の意味だとか、または平和主義の意味なんだというふうに解釈が分かれています。あと出てきますけれども、国民学校の制度改革を推進した教育審議会の中でもこれをめぐって議論が繰り返されてお

ます。たしかにこの用語を解釈することは必要なことかもしれない。当時の政府は大政翼賛体制をとっており、また八紘一字という基本国策要綱に掲げた理念のもとに政治・経済・社会体制について変革が図られていました。学校教育もその体制下に置かれたわけですので、この理念は昭和戦前期の一つの重要な概念であると思います。

しかし、先ほども述べたように、この用語をめぐっては解釈が分かれているというのが実情です。たとえば第二次世界大戦後も同じような状況にあります。日本を占領した連合国軍が、一九四五年十二月十五日に「国家神道、神社神道二対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」という指令を出しております。その中で、「公文書の中で大東亜戦争や八紘一字という用語を使用するなどという命令が出ております。それは国家神道とか軍国主義とか過激なる国家主義を連想させるものだからだというわけです。そういう指令が出ております。

ところが、その翌年に開廷された極東国際軍事裁判、いわゆる東京裁判ですけれども、その裁判の過程でこの用語は侵略思想ではないと認められたという記述がありました。弁護団の清瀬一郎の回想記録を見ていたところ、そうではないと。連合国側の考え方は日本を侵略戦争に駆り立てた世界征服思想だと考えられていたけれども、日本側の見解

としてはそうじゃない、非常に平和的な思想であるので、これらの誤解を解かないといけないということである。いろいろと裁判の中で説明をして、その考えが理解されたという記述が出てきました。

そもそもこの用語は『日本書紀』に由来する言葉です。神武天皇に関する記述のところに出てくる言葉です。原文は「兼六合以開都、掩八紘而為宇、不亦可乎」、これは「国中を一つにして都を開き、天の下を掩いて一つの家とする」とは、また良いことではないか」という意味です。本来は国内を家のように和合させることが天皇の統治理念なのですが、時代が現代に下ってくるにしたがつて、様々な解釈とか誤解とかいろいろなもの加わって、その意味が混乱してきたのではないかと、現在でも、この用語に対する解釈は分かれているところではないかと思えます。

私自身、こうした政治上の理念とかスローガンをそのまま学校教育の理念としてとらえることは適切なことなのか、冷静に吟味することが必要ではないかと考えます。結論を先にいいますと、この用語を解釈することから国民学校の教育理念を正當に理解することにはならないと指摘しておきたいと思えます。侵略か平和かという対立する概念のどちらに規定できるだろうかと考えても、結局、最終的な結論には至ることはないと思えます。実をいいますと、私も

この言葉をめぐって、審議会の議事録を読むと平和主義の意味で理解されているのに、でもそうじゃないという解釈があつて、どっちなのだろうとずっと悩んでいたのですが、その枠組み自体が間違っているんじゃないかと。それすら突き放して考えてみると、教育改革としての解釈は別のところにあつたんじゃないかなと思えるようになりました。

レジュメに「結論を先取りするならば」と書いておられますけれども、国民学校の教育理念は、国民皆学を目指したところにあるんだと指摘しておきたいと思えます。すなわちそれは一八七二年、明治五年の学制頒布以後掲げられてきた教育理念なのですが、国民学校においてはこれを実現させることを目指したのだと指摘しておきます。いま長々と話してきたのですが、以下、レジュメの項目ごとに話を進めてまいります。

先ほども出てきました教育審議会の中で八紘一字をめぐる議論の経過とこれまで先行研究者がどのようにとらえてきたのかという点を、確認していききたいと思います。尋常小学校から国民学校への制度改革を推進したのは一九三七年、昭和十二年十二月に第一次近衛内閣に設置された教育審議会です。この審議会は、総会、特別委員会、そして整理委員会によって構成されています。整理委員会とか特別委員会で審議したものが総会に上がってきて、そこで最

終的に可決するという関係になっています。この教育審議会では、まず青年学校について議論されており、その審議が終わったあとに初等教育に関する改革案が審議されています。昭和十三年の十二月に「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」という答申案が出されてきて、そこで議論がなされています。この八絃一字という用語をめぐって、第十回総会で議論がなされております。きょう配布してある資料の中に先行研究者の方のものをコピーしてありますので、そういったものをあわせて見ていただければと思います。

この第十回総会の審議の内容ということですが、午前中に答申案について朗読があつて、午後からその内容についての議論が行われております。その中で八絃一字という用語が前文のところに記載されておりまして、これに対して三上参次という国史学者から、「以テ内二国力ヲ充実シ外二八絃一字ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成センコトヲ期セリ」という文章について異議が唱えられました。三上委員によれば、この当時、八絃一字という言葉はいろいろなところで使われている。しかし、「俗耳ニハ入り難イ文字デ、稍々難カシイ文字デアリマス。随ッテ世間ニ誤解ヲ致シテ居ル者ガアルヤウニ思フ」。たとえば、或者は江戸時代の本多利明などのように「字代混同策

ナドニ用ヒテアル文字、即チ世界統一、我が国ハ世界ノ中心デアツテ、世界ニ君臨スルモノデアルト云フ風ナ意味ニ解釈シテ居ル者モアルヤウニ承リマス」というふうに誤解されていると指摘しています。また、日本語を研究している外国人が三上に対して、この八絃一字ということは「日本が現在支那大陸ニ向ツテ取りツ、アル所ノ侵略ト云フ文字ト似寄ツタモノデアアルカト云フ意外ナ質問ヲ受ケタ」ということも紹介しながら、この用語を用いることに対して強い懸念を示しております。そして、この用語は削除してもとくに問題ないから、そうしたらどうでしょうかという意見を述べております。

三上の意見を受けて、田所美治という特別委員会の委員長をしていた人が回答しております。そういう世界的な統一の意味、侵略主義というものを含んだ言葉ではない、この言葉に代わるよい言葉を用いるか、なくてもわかるのであるならば、それでも結構であるというふうに回答がなされています。

その後別の話題になっているのですが、再び三上委員から意見が述べられております。三上によれば、答申の文章において「内二国力ヲ充実シ外二八絃一字」うんぬんと書いてある。「外二八絃一字」と書いてありますので、国外で力を及ぼすものというふうにとらえられてしまうのが当

然であろうと指摘されています。そして、「国民行進曲の歌の中には『八紘ヲ宇トナシ』ということがあっても、それは歌であるから構わないけれども、教育政策として可決されたら公表されますので、もしこれが文部省の教育の方針となって、外国語に翻訳されるということになったら、外国人はどういうふうに理解するだろうか、どういう翻訳に適した言葉があるのか、非常に疑わしいと述べております。あまり同じ異議を繰り返してもなですので、懸念のある文字だと言つて意見を言うのはやめています。こういうふうに関史学者である三上は、自分の専門的な立場から、また自分の経験などを踏まえて、八紘一字という文字の使用について懸念を示して発言を終えております。

そのあと、原総裁から三上の意見に対して確認をとられまして、全体の決議の前に休憩がとられています。その休憩のあとに、先ほども出てきました田所からまた説明がなされており、この言葉については道徳、同胞愛という言葉を用いて説明してありまして、三上が先ほど懸念を示したような意味を含んではいないと説明がされています。さらに、この際、こうした問答でこの意味を明らかにしたということにして、三上委員の疑っている意味は一つも含まれていませんというように説明しております。ともあれ、田所においては八紘一字の意味は道徳、同胞愛という意味

で説明されております。これに続いて、当時の文部大臣である荒木貞夫、委員の山田孝雄から意見が述べられておりまして、帝国主義的な意味だとか侵略主義的な意味を含んでいるものではないという解説がなされております。

端折りながら議事録の話をしてきましたが、八紘一字という用語をめぐる非常に活発な議論が行われました。とくに三上参次から、その意味が誤解される可能性があるため、削除することが要請されておりましたけれども、それに対して田所美治特別委員長や荒木貞夫文部大臣、山田孝雄委員からは、侵略の意味は含まれておらず、親和であるとか、徳であるとか、同胞愛という意味で説明がされておりました、この第十回総会はこの意味で確認されて、答申が可決されて終了しております。

これに対して先行研究者はどういうふうに理解してきたかというところになります。代表的な研究者として安川寿之輔、長浜功、水原克敏を挙げることができます。三者は先に紹介した第十回総会の議事録を取り上げて解釈がされています。

まず長浜についてです。きょうお配りしている資料に長浜の本の三ページ分をコピーして載せております。私自身長浜氏による委員とそれに対する解釈というのは非常に乱暴という感じを受けます。引用に対するコメントがちよっ

と乱暴な感じがあります。4ページの下のところにもあります。先ほど議事のところを紹介しましたが、三上が本多利明のことを紹介しながら語っている部分があります。そのところを受けて、「ずい分と率直な意見である。『八絃一字』は『侵略』と誤解されやすい。削除したらどうかというのである。せめてこれくらいの率直さを当時の知識人はもつべきだったろう。しかし、結局は侵略を擁護するわけだから、侵略の思想に加担する意見には違いない。そんなふうなコメントを書いておられます。三上の意見に対して揚げ足を取るといいますか、言葉尻を取るような感じですか。

水原につきましては、印刷はしてきていませんけれども、「いずれの発言も弁解がましく、三上委員の発言趣旨を逆に証明してしまっているのが皮肉だ」というふうに述べられています。水原においても、八絃一字は侵略主義の意味でとらえられています。

そして三人目の安川ですが、彼は議事の経過を紹介したあとに、三上や山田の発言は政治的な判断によるものだ、すなわち政治的パフォーマンズと一蹴して、彼らの発言を評価しております。安川のまとめのところを読みますと、「総会では結局『内二国力ヲ充実シ外ニ八絃一字ノ肇国精神ヲ顕現』する」という皇国民教育の目的はならんら修正され

なかった。何故なら、対外的な『侵略』戦争の遂行こそが、皇国民教育の本来の目的だった」から。「また『八絃一字』という言葉の専門家である三上委員や山田委員がその言葉の使用に反対したのは、かれらが対外『侵略』そのものに反対していたためではない。かれらは、日本が対外『侵略』をたくみに遂行していくためには、その意志を『政府ノ教育ノ方針』としてあらわにかかげることは得策ではないと判断しているためであり、その点では荒木文相たち以上に両委員の方が政治家であったとも考えられよう」という評価を下しております。私自身、議事録を読んでみて、なぜこういう評価ができるのかなと思うのです。政治的判断をして異議を唱えたと安川は言っているのですが、根拠がはつきりせず、それはちよつと言い過ぎではないのかなと思います。

三人の意見を紹介したのですが、この三人に共通する点とは、八絃一字という用語を「侵略」という認識にひきつけて解釈されているように思われます。つまり、対外的な外交状況とかそういうものと絡めて解釈されているのではないかと思います。

ところで、小林澄兄という教育学者がいるのですが、彼の本を読んでいたところ、この議事を概観したあとで、「結局この議事の経過を見ると、八絃一字の精神というも

のは、一は和親主義、平和主義の意味を持っている。こういう所に落ち付いたのである。即ち吾々が八紘一字の精神を發揮するということは、和親主義、平和主義の立場に立って、周囲の国々をも徳化して行くという洵に穩かな精神に外ならない」というふうに簡潔にまとめられている。

こういうふうになると、どっちが正しいのだろうかと思ふのですが、これらの資料群から言えることは、この用語を巡って、当時の人たちは『日本書紀』などを根拠にして非常に温和な精神であると言っております。それに対して戦後の研究者は、日本政府が対外的に戦っているようなところと絡めて侵略思想だと言っている。そういう姿が浮かび上がってきたわけです。しかし先ほども言いましたように、教育審議会では平和主義の意味で了承されて、総会で可決されていますので、その解釈についてはそのようにとらえるしかないのではないかと私自身は思うところ

です。いま前半のところでは先行研究者の見解や議事録の経過を見たのですが、ここで立ち止まって考えてみたいのです。先ほどの教育審議会の議事経過を見ていて、結局、用語の意味をめぐって意見が出されているのであって、何のために制度改革をするのかという議論ではなかったと思うのです。冒頭で学校教育の理念とは何だったのかと問いかけて

みましたけれども、この議論からは、また用語を解釈することからは、国民学校の教育理念を読み解くのはちょっと無理があるのではないか。そこで、私自身、別の見方というか、観点から考え直してみようと思いました。

さかのほれば、明治からの教育理念というのは、冒頭でもすこしふれましたように、明治五年の学制の序文にありますように、国民皆学でありました。国民は等しく学校へ就学するということがずっと議論されてきたわけです。法令がたびたび改正されているわけですが、その過程においても就学を奨励するような施策はとられてきております。ですので、尋常小学校から国民学校への制度改革も、その延長線上にあるのではないかと考えることはできないだろうかというふうなところで仕切り直しております。なぜなら、教育審議会においても児童の就学に関して議論がされているからです。とりわけ貧困家庭の児童の就学奨励についての話題に及んでいることを確認することができます。ですから、第十回総会で八紘一字という用語がいろいろ議論されておりましたけれども、そこから教育理念を理解するのはちょっとどうかと思うわけです。

参考資料の数字が載っているものを見ていただきたいのですが、①の義務教育就学率の推移というものがあります。左側の一八七三年、明治六年のあたりから男子と女子の就

学率、真ん中に平均値が記されており。当初は本当に低いのですが、明治十九年の小学校令のところでは、なかなか数値が向上していきません。しかし、一八九四年、日清戦争あたりで日本が大国である清と戦って日本が勝った。それは教育の力によるところがあるというように国民の意識も変わったと思うのですが、その後明治三十三年、小学校令の第三次の改正の時には授業料を取らないようにしていますので、そのあたりからぐーんと就学率が上がっています。明治の末ごろになると九八%とか、そういうところまで行っております。

右側の②の表は細かな数値が示されており、就学率の推移がさらに示されており。私自身も、この就学率がほぼ一〇〇%に近いような資料を見てきて、本当にみんなが通える時代になっていたんだなと思っていました。しかし、③、④に見られる資料、すこし古い論文ですけれども、田中勝文氏の『学齡児童就学奨励規程』制定の背景』という論文の中で紹介されていたもので、たとえば④を見ると、小学校の脱落者数とか脱落率というのが紹介されていて、入学年度と卒業年度の数ですね、その人数から差し引きして脱落者数を出してあるのですが、途中でやめていった子供たちがこれだけいるということを示しています。また、就学義務の規定というのが明治十九年以降、

小学校令の中でうたわれているんですけども、実際には就学猶予とか就学免除、家計が苦しくて貧しい家庭の子供には就学免除、就学猶予ということが認められておりましたので、これだけの数のお子さんが学校に通っていません。ですから、①、②のところでは就学率が一〇〇%近くなっているのですが、両者の資料は別のところから引く張ってきていますので、そのあたり、どれくらい整合性があるかはわかりませんが、ともあれ、みんながみんな就学できていたわけではないという数字がここに示されており

ます。レジュメの文章のほうに戻ります。学齡児童の就学状況をいま見たわけですが、とくに貧困家庭の児童が就学困難な状況に置かれていて、このことは学校教育が長年にわたって抱えてきた問題であったと考えられます。そういった問題を解決するために様々な取り組みがなされており、

すので、それを紹介したいと思います。たとえば、大正十三年一月にさかのぼりますが、皇太子（のちの昭和天皇）のご成婚を契機として、生活困窮度の高い児童を救済するための資金、百万円が下賜されたという事実があります。これは貧困児童就学奨励資金と呼ばれるものです。さらに昭和三年十月四日付の文部省訓令第18号によって「学齡児童就学奨励規程」というものが定められ

ておりまして、これは上記の貧困児童就学奨励資金に端を発するもので、毎年国庫から支出される補助金と道府県費、市町村費等の支出金、および寄附金等をその資金として、貧困な学齢児童の就学奨励のために、教科書、学用品、被服、食料その他生活費の一部又は全部の支弁又は給与しようとするものでした。

就学奨励の資金の支出状況はどういうものであったのかといえますと、先ほどのいろいろな数字の載っていたブリントの⑤、学齢児童就学奨励の概況というところです。大正十三年、皇太子のご成婚の年ですね。受給人数でいいますと、十五万九千三十一人に対してお金を下賜した。小学校の児童数に対する率で一・七%と書いてあります。それが昭和に入って、昭和九年まで示されておりますけれども、受給人数が百八万六千八百九十九人、小学校児童数に対する比率は九・六八%と書いてあります。不況の影響もあるかと思えますけれども、こういう支援策がとられております。また、こういう経済的な補助に加えて昭和七年から学校給食の実施と並行してこういった施策が行われていて、これが第二次世界大戦後の教育改革時まで継続されたと書かれております。非常に数多くの子供たちが就学できない。それをなんとか支援しようということがなされております。学校給食を実施することの規定があるのですが、表向き

は子供たちの養護のために行われたといわれているのですが、実際には貧困救済的な性格をもっていたということが書いてあります。こちらの資料は皆さんの手元にはないのですが、昭和七年九月七日付の「文部省訓令第十八号」と「学校給食臨時施設方法ニ関スル件」に詳しく規定されています。それによれば、貧困のために就学が困難な児童で、給食のために就学ができる者や栄養不良のために欠席しがちな者に対して、そういったお子さんには学校給食を支給して、学校で勉強できるように支援しましょうということが書いてあつたりします。

教育審議会の中でも、この貧困児童の就学支援ということが第十五回整理委員会のところでも議論されております。そのあたりの文章は飛ばしますけれども、当時の子供たちが就学できない状況をなんとか改善しようということが議論されております。また、当時の問題として、児童労働といった問題が非常に切実な子供たちの問題だったと思われる。それらの解消とか、いろいろなものが議論されていまして、ここでは審議の中身については詳しくは言いませんけれども、とにかく就学義務制を実施することでもいいでしょうかとというふうに議論がまとめられています。

こういう経過を見えますと、国民学校というのはそういう子供たちの就学を義務化することで学校へ通わせると

いう目的があったのではないかと私は思います。さつき紹介したいろいろな支援策とか見ていくと、そうとらえるのが妥当ではないかと思うのです。こういったことに関して、当時の文部省とか学制改革にかかわった人物の言質を探究して、論証していきたいと思います。

レジュメの7ページのところになります。まず倉林源四郎という文部省督学官の説明を見えますと、「新制国民学校の特色はこれを制度の方面と内容とから見てみるならば、制度の方では、日本国民たるものは必ずこの学校での教育を受けねばならぬことを表す意味で、名称を国民学校としたことがその一つである。次は修業年限を八ヶ年とし、これを義務制としたことである」と述べられています。尋常小学校から国民学校へと名称を変えた意味は、そこにありますように国民は学校に就学しなければいけないということを表すためということが示されており、

次に、文部省の教育調査部長を歴任して、教育学者でもある篠原助市という人物の発言に注目してみようと思います。一九四〇年、昭和十五年の夏に信濃教育会が開催した講習会での彼の講話です。篠原自身、自分の個人的な意見は多少加わるかもしれないけれども、文部省の見解を解説してみようということで話をしております。「義務教育年限延長と国民学校」という話題のところで行っていること

は、「第一には総ての国民が必ず就いて学ぶべき学校であり、国民一人残らずを対象にした学校であるということであり、国民の何人も此の門戸をくぐって学ばねばならぬ」と書いてあります。二つ目、三つめのところは端折りますがけれども、いま読み上げた一つの議論が、先ほどの倉林の解説と共通するところだと思えます。

また、興味深いところでは、わが国の国民学校とドイツのフォルクスシューレの違いについて言及しているところです。一般には、日本は同盟国であったドイツのフォルクスシューレを模倣して国民学校に改革したと理解されがちですが、篠原はその認識を改めてもらいたい、そうじゃありませんと言っております。学校教育の精神は全然異なります、ドイツのフォルクスシューレは本来階級思想をもっているものであると言っています。8ページのところです。私はこの当時のドイツの教育制度がどういうものであったのかということとはわからない部分もあるのですが、彼の言っていることに沿っていいますと、大学に入っている子供たちは初めから中等学校の予備校に入っており、大学に行けない子供たちが初めから国民学校に入っていくんだと。すなわち資力豊かな子供は三年の中等学校予備校に入り、中等学校を九年やって、上の学校へ行く。余力のないのが国民学校に入る。階級的であるとドイツの就学状況に

ついで説明されております。その後、ドイツでも統一学校運動というものが起こって、教育制度の改革がなされたということですが、ともかく大学に行く家計が豊かな子供たちのコースと、経済的に苦しい子供たちが行く国民学校というふうに分かれていた。それはその後の統一学校運動というところで改善されたということです。

こういう話を踏まえたいので、「さういふドイツの国民学校と日本の国民学校とは全然違ふ。どだい歴史が違ふ。我が国に於てはかうした階級思想など毛頭ありません。明治五年の学制頒布の時既に士農工商共に同一の学校に入学させるといふ大精神が出来てゐたのであります」。そして、「然も『邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す』（学制の序文に記されている言葉です）とあの布告にあります。父兄たるものは愛育の情を致して必ず入学せむべきものなりとてあります。我が国民学校はさういふものでドイツのフォルクスシューレとは全然違ふ。明治五年既に世界の先進国として範を垂れてゐます」というふう、その違いについて指摘しております。

篠原が言うには、多くの人がこの点について十分考えが至っていない。わかっていないので、すこし詳しく述べたと云つております。ドイツのフォルクスシューレと日本の国民学校というのは、同一視がちですけれども、その精神

は違ふという篠原の指摘は、注目に値するといえますか、私もこれを読んで、「あ、そうか」と納得したところです。

吉田熊次という教育学者がいます。東京帝国大学の先生で、この時には確かもう定年していると思います。この吉田熊次も国民学校に関する著作を著しております。この本を読んでいたら、篠原と同じようなことを書いている文章がありましたので、そこに引用してあります。「ドイツのフォルクスシューレは西暦千九百十八年の革命以前にあつては寧ろ庶民学校と呼ばれるに應はしく、上流社会の為の高等学校系統のものとは全然別個の系統を形作つていた」と説明されています。そして、「然るに、我が国の小学校は明治五年の学制以来その實質に於いては国民全体の初等教育機関であつて、全国民が身分職業の別なく等しく国民としての基礎教育を受くべき機関であつたのである。即ち、名称は小学校であつたが、その實質に於ては文字通りの国民学校であつた。ドイツのフォルクスシューレ即ち国民学校とは凡そその性質を異にするものであつた」というふう、篠原と同様のことを指摘しております。また、「新制国民学校は我が国の従来の小学校と全然異なるものであるかの如く、宣伝することは当らないと思ふ。寧ろ従来から国民学校であつた小学校を改称して名実相叶うやうになしたと解すべきである」と述べております。

倉林、篠原、そして吉田の当時の資料を見てくださいと、冒頭で言っていたような八紘一字という、たしかに当時の文章の中で用いられてはおりますけれども、そういうところから教育理念を読み解くのは違って、本当の意味はここだったのではないかと思えます。ですから、国民学校に制度改革をした意義は、国民が等しく就学できるように制度改革をしたということであつたと考えられます。

それに関しては「国民学校制度ニ関スル解説」という冊子があります。これが現物ですが、文部省普通学務局が編纂した解説書があります。それを見てみますと、「就学義務ノ徹底ヲ図リタルコト」という項目があります。9ページのの上にと書いてあります。時間も迫ってきたので読み上げませんが、文部省がこうやって示しているわけです。公式の文書からも就学の義務の徹底を目指したことを知ることができます。とりわけ、貧困を事由とした就学義務の免除とかいうのはなくしたとか、家庭で尋常小学校の教科を修めることを廃止したことが挙げられております。このように、国民学校においては学制以来の教育理念を継承し、それを徹底する意図があつたと言えるのではないかと。そういう結論に、私としては至りました。

先行研究者の安川氏の資料があります。彼はこの資料、五一四ページの後ろのところに、「つまり、この時代に実

施を予定された義務教育の年限延長は、当然のことながら国民のための教育の機会の拡充や子どもの教育をうける権利を保障するための施策ではなかつた」というふうに書いています。これは国立教育研究所の『日本近代教育百年史』に書いているのですが、私は逆だと思えます。安川氏のいう国民の教育機会の拡充や子供の教育を受ける権利を保障するための施策ではなかつたという結論に対して、私は逆の解釈が成り立つのではないかと思えます。これは議論が必要かもしれませんが、私としては、明治五年に示された学制以来の教育理念が十分に行われてこなかつた、それを国民学校発足の昭和十六年というところで実現させようとしたというのが結論になります。

今後の課題としまして、教育審議会の議事録の中で貧困家庭の支援についてふれておりますが、その中の議論を詳細に見ていく必要があるかと思えます。また、当時の子供たちをめぐる諸問題、児童労働の解消とか、そういったいわゆる児童保護という視点から資料を読み解いていく必要があるのではないかと考えております。たとえば児童労働の解消というところの下に就学義務の徹底と児童労働の禁止と書いておりますけれども、これなんかは戦後の教育基本法、学校教育法の体制と基本的構造は変わらない。要するに、学齡児童、学齡生徒、義務教育段階の子供たちが

恒常的な仕事につくことはできない。それと全く同じなんですね。この当時、先ほど田中氏の論文の中にも紹介されていたのですが、子供の時からいろいろな仕事をしている。義務教育、国民学校は八年制ですけれども、八年間就学させることによって、仕事につけないように規制をかけて子供たちを保護する。学校教育のなかできちんと八年間教育を施していく。そして、教育内容の話をしますと、高等科のところで実業科、いわゆる職業に関することを勉強して、義務教育を終えて社会に出ていく。そういうことを考えて改革されたのではないかと思えます。

また、国民学校というのは明治期から続いてきた教育制度を抜本的に改革しようとしてスタートしたので、小学校令から続いてきた、明治から続いてきた教育制度や政策の欠陥といえますか、問題点とか、いろいろあったから大きく変えたと思いますので、そのあたりのこともきちんと整理して研究を深めていかなければいけないかなと私自身考えているところです。拙い話で恐縮ですけれども、時間となりましたので、ここで発表を終えたいと思います。どうもありがとうございます。

(皇學館大学教育学部准教授)